

日本生体磁気学会会則施行細則

平成20年6月12日制定

平成24年6月1日改正

- 第1条 本学会会則第4条1項に定める学会大会の開催についてはこの規定による。
- 第2条 本学会大会は原則として毎年1回開催する。
- 第3条 本学会定期大会は「日本生体磁気学会大会」と称し「第*回」を冠する。
- 第4条 本学会会則第35条に定める通常総会、理事会および評議員会は原則として、大会会期中に開催する。
- 第5条 本学会会長は通常総会において、次期および次々期大会長と開催地を報告する。
- 第6条 大会長は大会の企画、準備および実施の一切を掌る。但し理事会においてあらかじめ報告するものとする。
- 第7条 大会開催に関する収支は独立会計とする。大会長は収支予算、または大会終了後の決算を理事会に報告するものとする。
- 第8条 大会における一般講演発表者は、原則として筆頭講演者は本学会会則第5条に定める会員でなくてはならない。但し、大会会長が特に認めた場合はこの限りではない。
- 第9条 名誉会員および大会会長が特に認めた者は参加費の納入を要しない。
- 第10条 大会の企画、準備の主な項目は次の通りとする。
1. 講演、演題および学術展示の募集（募集要項の作成、会員への通知）
 2. 申し込み演題の採否の決定および通知
 3. シンポジウム、特別講演の企画、一般講演の座長依頼
 4. 大会プログラムの作成とその配布
 5. 大会論文集の出版とその販売
 6. その他（懇親会、見学会、展示など）
- 第11条 大会論文集の作成にあたっては、以下の要領による。
1. 大会論文集の目次および各論の標題、著者名、所属は、和文、英文の両方で表記する。
 2. 論文には英文の付録を付け本文は和文もしくは英文とする。
- 第12条 展示に関しては会場斡旋を行なうが企画、準備および実施に関しては各維持会員である法人および団体が行う。
- 第13条 本施行細則の変更は、理事会にて決定する。
- 第14条 本細則は、平成20年6月12日より発効する。

以上